

# 【災害発生時フロー】

災害警戒時(災害発生前)

**絆の手帳**  
 ・非常持出品の確認  
 ・災害時における行動の確認

**災害発生**

・自身、家族等の安全確保  
 ・災害時における行動の実践

**公社「災害対策本部」**

**対策本部**  
 ・本部長 : 理事長  
 ・副本部長 : 専務理事、常務理事  
 ・本部員 : 事務局長(同等の職にある者)、各所屬長  
 本部 : 総務課  
 規程 : 公社災害対策本部要綱

**本部会議**  
 ・組織: 本部長、副本部長、本部員  
 ※ 災害応急対策の実施の協議

**事務局**  
 ・対策本部事務局長 : 事務局長  
 ・対策本部事務局次長 : 総務課長  
 ・情報担当員 : 総務課長補佐  
 ・事務局員 : 事務局長が指名する者

報告

連携  
**新潟市「災害対策本部」**

指示 ↑ 報告・相談 ↓

**公社「災害対策部」**

**対策部** ※ 検査室は総務対策部に属する  
 ・部長 : 所屬長  
 ・副部長 : 次席又は部長が指名する者  
 ・情報連絡員 : 各係長又は部長が指名する者

班  
 ・班長: 施設長等  
 ・班員: 施設職員  
 ※ 各施設で災害対策マニュアルを整備

勤務外職員  
 ・配備職員: 各所屬職員

配備指令 ↓ 報告・相談 ↑

配備指令 ↓ 報告・相談 ↑

配備指令に応じた行動

**公社「非常配備体制」**

【配備基準】 規程: 公社非常配備体制に関する基準

**1号配備**

- (1) 市内に気象警報等が発表された場合
  - (2) 河川管理者により、市内を流れる河川の洪水予報又は水防警報が伝達された場合
  - (3) 市内に津波注意報が発表された場合
- 配備指令を待たずに、各部、各班の自衛消防隊第一順位の職員は情報収集、待機

**2号配備**

- (1) 1号配備基準に達し、かつ災害発生が確実と判断される場合
  - (2) 市内に局地的又は散発的に小災害が発生した場合
  - (3) 市内に津波警報が発表された場合
  - (4) 市内に震度4の地震が発生した場合
- 配備指令を待たずに、各部、各班の自衛消防隊第一順位の職員(2号配備職員)は勤務場所へ出勤、その他の職員は情報収集、待機

**3号配備**

- (1) 災害が発生し、被害が市内広範囲又は市内全域に及ぶ場合
  - (2) 市内に震度5弱の地震が発生した場合
- 配備指令を待たずに、原則、全職員は勤務場所へ出勤

**【自主参集】**

- (1) 市内に震度5強以上の地震が発生した場合
  - (2) 大災害の発生により、市内広範囲にわたり電話回線が不通となった場合
- 配備指令を待たずに、原則、全職員は勤務場所へ出勤

**2号配備**

その他本部長が必要と認める場合  
 → 各部、各班の自衛消防隊第一順位の職員(2号配備職員)は勤務場所へ出勤、その他の職員は情報収集、待機

**3号配備**

その他本部長が必要と認める場合  
 → 原則、全職員は勤務場所へ出勤